

私立高校の授業料無償化制度について

(大阪府と国の支援制度の紹介)

大阪の私立高校には、大阪独自の 授業料無償化制度 があります！

大阪府では、大阪の子どもたちが、中学校卒業時の進路選択段階で、私立高校への進学を経済的理由であきらめることのないよう、**授業料を実質無償化する制度**を実施しています。令和元年度新入生から、これまで以上に手厚い補助制度が実施されています。是非この制度を活用し、自らの希望に応じて自由に学校を選択してください。

(令和3年度入学生)

全日制

(授業料が60万円の学校の場合)

年収のめやす ^{※1} (市町村民税の課税標準額×6% －市町村民税の調整控除の額)	授業料負担年額		
	こども一人 の世帯	こども二人 の世帯 ^{※2}	こども三人以上 の世帯 ^{※2}
～590万円未満 (154,500円未満)	無 償	無 償	無 償
590万円～800万円未満 (154,500円～251,100円未満)	20万円 ^{※3}	10万円 ^{※3}	
800万円～910万円未満 (251,100円～304,200円未満)	481,200円 ^{※4※5}	30万円 ^{※4}	10万円 ^{※4}

通信制

(1単位あたりの授業料が10,032円の学校の場合)

年収のめやす ^{※1} (市町村民税の課税標準額×6% －市町村民税の調整控除の額)	授業料負担年額
～590万円未満 (154,500円未満)	無 償
590万円～910万円未満 (154,500円～304,200円未満)	1単位あたり 5,220円 ^{※6※7}

※1 表示の年収めやすは保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合のもので、実際は保護者全員の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額(政令指定都市に市町村民税を納めている場合は、調整控除の額に4分の3を乗じた額)」の合算により判定します。

※2 19歳以上は、高校等や大学等の在学者に限りません。

※3 授業料にかかわらず負担額は変わりません。

※4 授業料が60万円を超える学校の場合、その超えた額と上記負担額の合計額が負担額となります。
(授業料が65万円の学校の場合→上記負担額+5万円)

※5 授業料が60万円未満の学校の場合、授業料から118,800円を引いた額が負担額となります。

※6 1単位あたりの授業料が10,032円を超える学校の場合、その超えた額に5,220円を加えた額が負担額となります。
(1単位あたりの授業料が12,000円の学校の場合→7,188円)

※7 1単位あたりの授業料が10,032円未満の学校の場合、授業料から4,812円を引いた額が負担額となります。

補助の要件

- ①生徒と保護者(親権者全員)が大阪府内に在住していること。
- ②大阪府教育長が指定した「私立高校生等就学支援推進校」に10月1日に在学していること。
- ③保護者全員の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」の合算が、基準の範囲内であること。
(国の就学支援金を受給していることが必要です。)

注 意 事 項

- ・補助の対象となる場合でも授業料は、一旦支払う必要があります。(後日、お通りの学校より還付または相殺されます。)
- ・入学金や教科書代、修学旅行積立金等は対象外です。
- ・入学した高等学校が定める期限までに申請する必要があります。(入学以降、学校より連絡があります。)
- ・令和3年5月現在の内容です。今後変更となる可能性があります。

【お問い合わせ先】 府民お問合せセンターピットライン (06)6910-8001 大阪府教育庁私学課 (06)6941-0351 (代表)

【大阪府HP】「私立高校生等に対する授業料支援について」<https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/>

私立高等学校等奨学のための給付金（授業料以外の教育費補助）

（令和3年度の場合）

区分	対象生徒の区分	給付金額	
		全日制	通信制
1	生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒	52,600円	
2	令和3年度道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税世帯で、区分3に該当する兄弟姉妹のいない生徒	129,600円	50,100円
3	非課税世帯の生徒で、a・bのいずれかに該当する場合（※1※2） a 同じ世帯に扶養されている兄・姉が高校等に在学する場合 b 同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹が、15歳以上23歳未満で中学校や高校等（全日制・定時制）に在学していない場合	150,000円	

※この内容は令和3年度のもので、令和4年度は変更となる場合があります。

- ※1 年齢及び扶養の状況は、令和3年7月1日時点で判断し、扶養の状況は、健康保険証の組合員氏名が保護者等（親権者）であることで確認します。
- ※2 一人親の場合、当該兄弟姉妹は、申請者（親権者）に扶養されていることが必要であり、再婚相手等申請者以外の親に扶養されている場合は、上記の兄弟姉妹に該当しません。
- ※3 保護者等（親権者全員）のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ他の都道府県に対し奨学のための給付金を申請しない場合に限り、大阪府に申請できます。

【お問合せ先】

府民お問合せセンターピットライン
(06) 6910-8001
大阪府教育庁私学課
(06) 6941-0351 (代表)

要件 保護者からの、申請手続きが必要です。

- 令和3年7月1日時点において、次の①～④の要件を、すべて満たしている方が支給の対象となります。
- ①保護者等（親権者全員）の令和3年度の道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税、もしくは生活保護（生業扶助）受給世帯であること。
- ②保護者等（親権者全員）が、大阪府内に在住していること。※3
- ③生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、休学していないこと。ただし、令和4年3月1日までに復学している場合は対象。
- ④生徒が、平成26年4月1日以降に、高等学校等の第1学年に入学していること。平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年度4月1日以降に第2・3学年に編入入学している生徒を含みます。

大阪府育英会 奨学金制度（無利子貸付 私立高校等の場合）

- 大阪府育英会では、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒の方に奨学金の貸付（無利子）を行っています。（保護者が大阪府民に限ります。）
- 申し込み後の辞退が可能ですので、資金に不安がある場合はお申込みください。
- 奨学金は貸付金です。将来の奨学生のために、必ず返還してください。（返還月額等は借入総額により異なります。）

奨学金

年収めやす ^{※1} (市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額) ^{※2} (保護者合算)	貸付限度額 (貸付額：貸付限度額の範囲内で希望する額)	募集期間
800万円未満 (251,100円未満)	授業料実質負担額 ^{※2} ＋10万円 (授業料実質負担額が無償となる場合は10万円)	■予約募集 中学3年生の9月上旬～10月上旬で各学校が定める期間
800万円～1,000万円未満 (251,100円～347,100円未満 ^{※3})	24万円 (授業料実質負担額が24万円を下回る場合はその額)	■在学募集 高等学校等在学中の4月中旬から5月上旬で各学校が定める期間

※左記は、令和3年度私立高校等の新入生を対象とした貸付内容です。今後変更となる場合があります。

- ※1 保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の場合の一例です。実際は、保護者の課税標準額や調整控除額により判定します（実際の額は、家族構成（扶養状況）等により異なります）。
- ※2 各学校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府の私立高等学校等授業料支援補助金、学校独自の減免額等を差し引いた、実質的な授業料負担額をいいます。
- ※3 大阪府の私立高校生を含む2人以上の子どもの扶養する年収めやす800万円以上の世帯が大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、貸付限度額が異なる、若しくは貸付対象外となる場合があります。
- ※4 高校等入学前に、入学金等必要な資金を貸し付けするものです。進学後の貸付はできません。
- ※5 政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額。

入学時増額奨学金^{※4}（入学金等の貸付）

年収めやす ^{※1} (市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額) ^{※2} (保護者合算)	貸付限度額 (貸付額：貸付限度額の範囲内で希望する額)	募集期間
590万円未満 (154,500円未満)	25万円以内 (通信制課程は15万円以内)	■予約募集 中学3年生の9月上旬～10月上旬で各学校が定める期間 ^{※4}

【お問合せ先】

在学する学校または
(公財)大阪府育英会採用貸付課
(06) 6357-6272
<https://www.fu-ikuei.or.jp>

教育ローン

（令和3年5月現在）

機関名（名称）	資格	返済期限
日本政策金融公庫 (国の教育ローン) 教育ローンコールセンター 0570-008656	保護者の世帯の年間収入（所得）が次の金額以下であること 給与所得者 事業所得者 子ども1人 790万円 600万円 子ども2人 890万円 690万円 子ども3人 990万円 790万円 子ども4人以上 コールセンターにお問合せください	15年以内 (交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭または世帯年収(所得)200万円(132万円)以内の方などについては18年以内) (元金据置在学期間内可能) (貸付)利率 1.66%(R3.5現在) ※下記に該当する方1.26% ※母子家庭、父子家庭、世帯年収200万円(所得132万円)以内の方、または、子供3人以上の世帯かつ世帯年収500万円(所得356万円)以内の方
貸付限度額 生徒1人につき 350万円以内		
機関名（名称）	資格	返済期限
銀行等各種金融機関の教育ローン 例：府指定金融機関 りそな銀行の場合 0120-25-8156	20歳～66歳未満で最終返済時の年齢が満75歳未満	10年以内(元金据置は就学期間内かつ最長4年6ヶ月以内)
貸付限度額 10万円～500万円 (1万円単位)		(貸付)利率 4.475%(変動金利) 令和3.3現在

☆利率は金融情勢によって変動します。一定の要件を満たす方には優遇措置もあります。
☆詳しくは、<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

※各機関によって、貸付限度額・利率等に変更がある場合がありますので、利用にあたっては各機関にお問合せください。

その他奨学金（貸付）

（令和3年4月現在）

名称	資格	貸与額
生活福祉資金貸付制度 教育支援資金 (教育支援費・就学支度費) (社福)大阪府社会福祉協議会 (06) 6762-9474	大阪府内に居住していること 他からの融資を受けることが困難な低所得世帯	教育支援費(月額)(無利子) 高校 35,000円以内 就学支度費(無利子) 500,000円以内
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度 (修学資金・就学支度資金) 子を扶養する親が居住する市町福祉事務所(福祉事務所の設置されていない町村にお住まいの方は、府子ども家庭センター)	20歳未満の子を扶養している母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦(配偶者の無い女性で、かつて母子家庭の母だった)が扶養する子、もしくは父母の不在20歳未満の児童。 なお、返済能力のある母や父、第三者を連帯保証人に据えることで、子自身が借主として貸付申請できる場合もあります。 ※20歳未満の子が申請する場合は、連帯保証人と法定代理人が必要 ※返済能力を有すること	・就学支度資金(無利子) (入学時のみ) 高校私立 410,000円以内 ・修学資金 府内高校は、授業料無償のため、貸付対象外
名称	資格	貸与額
交通遺児育英奨学金 (公財)交通遺児育英会 0120-521286	保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害で働けないうちに、経済的に修学が困難な生徒・学生(申込時25歳までの人)	奨学金(月額)(無利子) ・高校 2万円、3万円、4万円から選択 入学一時金(無利子、一年生時のみ) ・高校 20万円、40万円、60万円から選択
あしなが奨学金 あしなが育英会 0120-77-8565	保護者等が病気や災害(道路における交通事故を除く)、自死(自殺)などで死亡、または著しい障害(1～5級)を負い、教育費に困っている家庭の生徒・学生	奨学金(月額)(無利子) ・高校(私立) 30,000円 入学一時金(無利子、予約採用者に限る) ・高校(私立) 300,000円

※各機関によって、貸付限度額・利率等に変更がある場合がありますので、利用にあたっては各機関にお問合せください。
※大阪府内各市・町に、奨学金・入学資金の貸付・給付の制度がある場合があります。詳しくは、お住まいの自治体にお問合せください。

他府県にお住まいの方の授業料軽減補助金

〔兵庫県〕 令和3年度

年収の目安 (市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額)	～590万円未満 (154,500円未満)	590万円～730万円未満 (217,700円未満)	730万円～910万円未満 (304,200円未満)
軽減金額(年額)	3,000円	25,000円	12,500円

《お問合せ先》兵庫県企画県民部管理局教育課 TEL 078-341-7711 (代表)

(発行)大阪私立中学校高等学校連合会 大阪私立中学校高等学校保護者会連合会 TEL 06-6352-4761 (制度に関するお問合せは、各お問合せ先におかけください。)